

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和4年10月18日(2022.10.18)

【公開番号】特開2021-61175(P2021-61175A)

【公開日】令和3年4月15日(2021.4.15)

【年通号数】公開・登録公報2021-018

【出願番号】特願2019-184788(P2019-184788)

【国際特許分類】

H 05 B 33/22(2006.01)

10

H 01 L 27/32(2006.01)

H 01 L 51/50(2006.01)

H 05 B 33/14(2006.01)

H 05 B 33/12(2006.01)

H 05 B 33/02(2006.01)

G 09 F 9/30(2006.01)

G 09 F 9/302(2006.01)

【F I】

H 05 B 33/22 Z

20

H 01 L 27/32

H 05 B 33/14 A

H 05 B 33/14 Z

H 05 B 33/12 B

H 05 B 33/02

G 09 F 9/30 3 6 5

G 09 F 9/302 C

G 09 F 9/30 3 4 9 C

G 09 F 9/30 3 4 9 Z

【手続補正書】

30

【提出日】令和4年10月7日(2022.10.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の副画素からなる画素が行列状に配された自発光型表示パネルであって、
前記画素を構成する前記副画素ごとに発光色が異なる複数の発光素子と、

行方向における前記発光素子と前記発光素子との間に配され、列方向に延伸されてなる
複数の列バンクと、

前記発光素子の出射方向の下流側に、平面視において各前記発光素子と対向する位置に
開口が設けられた遮光膜とを備え、

平面視において、行方向における前記遮光膜の開口縁と前記発光素子との距離は、前記
発光素子と行方向に隣り合う前記列バンクの行方向の幅のうち、前記発光素子の側に位置
する部分の幅を異ならせることにより、前記発光素子の発光色に応じて異なる

自発光型表示パネル。

【請求項2】

前記複数の発光素子は、前記発光素子の発光色に応じて行方向の発光素子幅が異なり、

50

前記発光素子幅が大きい前記発光素子は、前記発光素子幅が小さい前記発光素子よりも、前記開口縁と前記発光素子との距離が小さい
請求項 1 に記載の自発光型表示パネル。

【請求項 3】

前記遮光膜における前記開口と前記開口との間の桟部分のうち、
行方向の幅が相対的に小さい前記桟部分と対向する前記列バンクの行方向の幅は、行方向の幅が相対的に大きい前記桟部分と対向する前記列バンクの行方向の幅よりも大きい
請求項 1 又は 2 に記載の自発光型表示パネル。

【請求項 4】

前記複数の発光素子は、前記遮光膜における前記開口と前記開口との間の桟部分の行方向の幅は、前記発光素子の発光色によらず一定である 10

請求項 1 ~ 3 の何れか 1 項に記載の自発光型表示パネル。

【請求項 5】

前記画素ごとに発光色が異なる前記発光素子が行方向に列設されており、
前記発光素子は、行方向に隣接する 2 つの前記バンク間の間隙に配された塗布膜からなる発光層を有し、

前記発光層は、それぞれ、前記バンク間の間隙の行方向の中心を含む範囲に存在し行方向に層厚が均一な平坦部と、前記平坦部の行方向の両側に存在し前記平坦部よりも層厚が厚いピンニング部とを含む

請求項 1 ~ 4 の何れか 1 項に記載の自発光型表示パネル。 20

【請求項 6】

各前記発光素子から発せられた光の一部が前記遮光膜における前記開口の縁によって遮られることに起因して生じる、行方向における視野角 45° から観測される色度と、列方向における視野角 45° から観測される色度との間の色差は、0 より大きく 0.020 以下である

請求項 5 に記載の自発光型表示パネル。

【請求項 7】

各前記発光素子から発せられた光の一部が前記遮光膜における前記開口の縁によって遮られることに起因して生じる、列方向 45° 視野角から観測される輝度は、行方向 45° 視野角から観測される輝度よりも 3 % 以上大きい 30

請求項 5 に記載の自発光型表示パネル。